

東海市告示第75号

令和6年度東海市パートタイム労働者福祉対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市パートタイム労働者福祉対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）に加入したパートタイム労働者の会費を負担する中小企業者に対し補助金を交付することにより、当該中小企業者の負担の軽減及びパートタイム労働者のサービスセンターへの加入の促進を図り、もって中小企業におけるパートタイム労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人の事業者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 この要綱において「パートタイム労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者で、その雇用したパートタイム労働者のサービスセンターへの加入に係る会費（以下「会費」という。）の全部又は一部を負担したものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、4月から翌年3月までの各月におけるパートタイム労働者(当該中小企業者が会費の全部又は一部を負担した者に限る。)の人数を合計した人数に300円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パートタイム労働者会員名簿
- (2) 会費の納入を証する書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(補助金の交付申請等の委任)

第9条 補助金の交付申請、支払請求、受領及び返還に関する事務については、サービスセンターの代表者が申請者からの委任を受けて一括して行うことができるものとする。

2 前項の規定による委任があった場合の補助金に係る交付決定等の通知は、当該受

任者に対して行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。